

うちなー健康経営（※）宣言 事業運営要綱

1 趣旨

健康と長寿は、私たち沖縄県民が長年誇りにしてきたものです。観光業界などの基幹産業を支える重要なブランドともいえます。しかし、近年、沖縄県の平均寿命は、かつての長寿県の姿からは後退の一途をたどり、特に、いわゆる働き盛り世代の 30 歳以上 65 歳未満の年齢調整死亡率においては最下位もしくは同水準程度まで落ち込むなど、更に先行きが危ぶまれる状況に陥っております。職場における健康診断の結果について何らかの異常所見が認められる者の割合（有所見率）は、全国平均を大きく上回っています。

「健康に働ける」、そして「健康な老年期を迎える」というのは県民の願いですが、それは事業場にとっても大切なことです。労働者の健康を大切にすることで、事業場の成長力・活力を高める経営概念が、「健康経営®」と呼ばれ、注目されています。労働者の健康増進はコストではなく投資であるとする考え方です。

健康経営の考え方に賛同いただき、是非、経営トップの方自らのメッセージで、「うちなー健康経営®宣言」をお願いします。

事業場全体の経営姿勢（代表者メッセージ）や取組事項を「見える化」することは、労働者の健康と事業場の繁栄につながるものと考えます。

さらに、事業場における健康課題を明確にし、その課題を改善するための支援メニューを有効活用することで、沖縄県の有所見率の改善にもつながるものと考えます。

また、各種団体が、「沖縄県並びに沖縄労働局、一般社団法人沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄支部（以下「協会けんぽ沖縄支部」という。）及び独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センター」（以下「協定5者」という。）と連携し、その団体に所属している事業場の健康経営を推進することは、健康経営事業を活発化させることとなり、事業場の働き盛り世代の死亡率の改善や沖縄県の目標である「2040年までに、平均寿命男女とも全国1位の達成」に貢献するものと考えます。

2 宣言登録

（1）本事業の性格

①うちなー健康経営宣言登録事業場

宣言登録事業場の代表者メッセージと取組事項を、宣言の公表を通じて県民の皆様へ「見える化」（可視化）する場と併せて、協定5者が健康課題を改善するための支援メニューを提供させていただくものです。

②うちなー健康経営推進団体

うちなー健康経営推進団体（以下「推進団体」という）の代表者メッセージと取組事項を、宣言の公表を通じて県民の皆様へ「見える化」（可視化）する場と併せて、協定5者が健康課題を改善するために支援メニューを提供させていただくものです。

なお、ご登録いただいた健康経営（推進団体）宣言を、協定5者がその内容について認証・格付け、保証・監査するものではありません。

（2）登録資格

①うちなー健康経営宣言登録事業場

県内に所在し、宣言した取組みを実行していただける事業場

②うちなー健康経営推進団体

ア 県内に所在し経済団体及び職能団体等の各種団体が、宣言した取組みを現在実行し、今後も取組みを継続していただけること

イ 現在の実行状況を基に、協定5者のいずれかから推薦されていること

（3）お申し込み方法

①「うちなー健康経営宣言登録申請書」又は「うちなー健康経営推進団体宣言登録申請書」をご用意下さい。

沖縄労働局、県内の各労働基準監督署、協会けんぽ沖縄支部、沖縄県、沖縄県医師会及び沖縄産業保健総合支援センターのホームページからダウンロードいただけます。

なお、上記各機関にて配布もされています。

②必要事項をご記入の上、お送りください

必要事項をご記入の上、協会けんぽ沖縄支部まで、FAX 又は郵送にてお申し込みください。

また、沖縄労働局労働基準部健康安全課まで、メールにてお申込みいただくことも可能です。

③一部の事業場も「健診情報提供書」の提出により支援メニューを受けることができます

医療保険者として、協会けんぽ沖縄以外に加入している事業場につきましても、「うちなー健康経営宣言申請書」と併せて「うちなー健康経営宣言 健診情報提供書」を提出していただければ、健康課題改善に向けた支援メニューを受けることができます。

3 宣言の掲載

お送りいただいた宣言は、沖縄県、沖縄労働局及び協会けんぽ沖縄支部のホームページに掲載させていただきます。

4 ロゴ等の使用

宣言登録事業場及び推進団体は本事業のロゴ等をご使用いただけます。名刺、ホームページ、事業場内掲示等に、どうぞ、ご活用ください。

但し、特定の商品やサービスの名称、パッケージ、広告等に利用することはできません。

5 登録の取りやめ等

宣言登録事業場及び推進団体は、うちなー健康経営宣言事務局への届出及び宣言証の返還により、いつでも登録の取りやめ等を行うことができます。なお、登録を取りやめた場合は、それ以降はロゴ等の使用できませんので、ご注意ください。

また、宣言登録事業場又はその関係者の方が次のいずれかに該当した場合、事務局は宣言のホームページへの掲載を差し控える、ロゴの使用の中止を求める、登録を取消し及び宣言証の返還を求める等の措置を講じる場合があります。

- (1) 本事業の趣旨に反するような行為又は信用を傷つける行為を行ったと認められるとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき

6 免責事項

宣言の掲載、ロゴ等の使用により、万一問題が発生した場合、協定5者はその責任を一切負いません。

7 運営等

宣言後の健康課題改善に向けた支援メニューについては、協定5者が提供します。そのため、健康経営宣言に係る情報については、協定5者にて共有します。

なお、うちなー健康経営宣言事務局は、沖縄県保健医療部健康長寿課、沖縄労働局労働基準部健康安全課及び協会けんぽ沖縄支部におくものとなります。

8 改定

本運営要綱は、事前の通知なく、改定する場合があります。予め、ご承知おきください。

9 附則

令和3年4月1日施行

令和4年6月1日改定

沖縄県
沖縄労働局
一般社団法人沖縄県医師会
全国健康保険協会沖縄支部
独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センター

(※)「健康経営®」はNOP法人健康経営研究会の登録商標です。